

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第6部門第3区分  
 【発行日】令和7年5月7日(2025.5.7)

【国際公開番号】WO2024/043087  
 【出願番号】特願2024-542741(P2024-542741)

【国際特許分類】

G 0 6 F 1 2 / 0 6 ( 2 0 0 6 . 0 1 )  
 G 0 6 F 1 2 / 0 0 ( 2 0 0 6 . 0 1 )  
 G 0 6 F 1 3 / 1 6 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

10

【F I】

G 0 6 F 1 2 / 0 6 5 2 1 H  
 G 0 6 F 1 2 / 0 0 5 9 7 U  
 G 0 6 F 1 3 / 1 6 5 1 0 D

【手続補正書】

【提出日】令和7年2月17日(2025.2.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0058

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0058】

不揮発性記憶装置110がPCIeバス124をサポートしていると検出されたとき、ホスト装置100は第2電源供給部102から1.8V電源をVDD2ライン122を介して不揮発性記憶装置110に供給する。また、ホスト装置I/F部105は自身のSDプロトコル制御部105aを停止し、自身のNVMeプロトコル制御部105bを起動して、PCIeバス124を介して不揮発性記憶装置I/F部115内のNVMeプロトコル制御部115bとの間で信号の送受信を行い、不揮発性記憶装置コントローラ113ならびにフラッシュメモリ111の初期化を行う。なお、フラッシュメモリ111の初期化は、1-3.の場合と同様、少なくともFATもしくはアロケーションビットマップを生成してシステム領域201へ保持する動作を含む。上記一連の動作を、PCIeバス124を用いた不揮発性記憶装置110の起動と呼ぶ。

30

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0102

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0102】

なお、本実施の形態では、ホスト装置100が不揮発性記憶装置110に対してはじめにSDバス123を介してストリームデータを記録後、PCIeバス124を介してストリームデータを記録する場合について説明したが、はじめにPCIeバス124を介してストリームデータを記録後、SDバス123を介してストリームデータを記録する場合や、同一の不揮発性記憶装置110に対してインターフェースを切り換えながらストリームデータを記録し続ける場合にも適用できる。

40